

都立学校長 殿

教育庁総務部長  
山本 謙 治  
(公印省略)

年末年始に向けた学校危機管理体制の徹底について（通知）

日頃より、学校の危機管理体制に御尽力いただき、誠にありがとうございます。  
年末年始を迎えるに当たり、学校危機管理マニュアル及び各学校の学校危機管理計画等で定める下記緊急連絡体制等を再確認するなど、改めて学校危機管理体制に万全を期すようお願いいたします。

記

**1 緊急連絡体制等の確認**

災害等に備え、児童・生徒、保護者及び教職員の緊急連絡体制を確認するとともに、非常配備態勢、参集基準、参集場所等を確認しておくこと。

**2 学校危機管理担当者の確認**

各学校で指定された学校危機管理担当者を確認し、周知しておくこと。

※ 夜間、休日等の災害発生時にいち早く学校に参集して、関係機関、保護者等との緊急連絡に当たるため、学校から5km以内又は近辺に居住する教職員の中から複数名の学校危機管理担当者を指定しておくこととしている。

**3 地域緊急連絡員の確認等**

選定した地域緊急連絡員と調整しておくこと。

※ 夜間、休日等の災害発生時にいち早く学校に駆け付けて、学校危機管理担当者と共に初期危機管理活動を支援する地域緊急連絡員を、地域の自治会、PTA、防災市民組織（消防団など）等から指定し、門扉の鍵を預けることとしている。

地域緊急連絡員の指定が困難な場合及び地域緊急連絡員に鍵を預けていない場合には、地域住民代表等の複数名に施錠していない門扉の位置等を周知し、住民等が校庭に避難できるようにしておく。

**4 緊急時連絡先の表示**

門扉等に表示した夜間緊急時連絡先が正しく表示されているか確認すること。

※ 夜間、休日等に学校で異常等があった場合の緊急連絡先（機械警備会社等）を門扉等に表示しておくこととしている。

**【担当】**

教育庁総務部総務課安全管理担当  
木村、池崎、新野辺  
電話 03-5320-7791